

地方議会議員の選挙運動期間中のビラの頒布を可能とする公職選挙法改正を求める意見書

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、国と地方が一丸となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう取り組む「地方創生」の重要性がさらに叫ばれる中で、首長とともに地方自治体における二元代表制の一翼を担う議会の役割が大きく問われている。

地方創生の鍵となるのが、国からの押しつけではない、各自治体の地域活性化につながる自立したさまざまな政策であるならば、その政策を首長とともに推進していく地方議会の選挙のあり方を政策本位にしていくことが地方創生には欠かせない。

しかしながら、地方公共団体の長の選挙においては平成 19 年の公職選挙法改正によって既に候補者の選挙運動のためにビラを頒布することが可能となっている一方で、地方議会議員選挙においては、いまだビラの頒布は禁止されている。

このように地方議会議員選挙において選挙運動期間中に政策を伝える手段が著しく制限されている現状では、地域の将来像、すなわち政策を有権者が十分に判断し選択することが難しく、結果として地域の活力を低下させる要因にもなっている。

特に 18 歳まで選挙権が拡大された今、未来を担う有権者に政策を届けられないことは、極めて大きな障害となっている。

そのため、全国市議会議長会は公職選挙法改正で長の選挙においてビラの頒布が可能となった平成 19 年以前より国に対し地方議会議員選挙における法定ビラ頒布の制度化を要望し、平成 27 年 11 月にも要望書を提出している。また国会では、平成 28 年 4 月 1 日の参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において、公職選挙法改正に関する附帯決議を全会一致で可決し、地方議会議員選挙における選挙運動期間中のビラの頒布の速やかな検討を決議している。

よって、山鹿市議会は国会及び政府に対し、公職選挙法を改正し、同法第 142 条に規定する法定ビラの頒布を地方議会議員選挙においても可能とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 12 月 9 日

熊本県山鹿市議会

衆議院議長	大 島 理 森 様
参議院議長	伊 達 忠 一 様
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
総務大臣	高 市 早 苗 様